

藤ノ木台自治会だより



2019年度第4号

発行 2019年9月
藤ノ木台自治会

自治会員数（世帯数）について

9月1日現在での自治会員数は706世帯となっています。

単位：世帯

Aブロック	Bブロック	Cブロック	Dブロック	Eブロック	Fブロック	Gブロック	Hブロック	合計
112	63	116	68	93	87	89	78	706

7～9月の活動報告等について

- 7月21日に、参議院議員選挙が行われました（於：藤ノ木台自治会コミュニティホール）。
71投票所の有権者数 3,883人 当日の投票者数 1,210人
※傾向として、期日前投票に行かれる方が多くなってはいます。
- 2018年3月に提出された、藤ノ木台3丁目道路の駐車禁止指定除外の解除の件については、一部住民から強い反対の意向が示されたこと、並びに、介護サービス車両の指定除外の手続きが比較的容易にできるようになってきたことから、本要望は取り下げました。
（当該住民には、指定除外に関する手続きに関する情報を回覧済です）
- 藤ノ木台自治会 自主ルールの見直しに関する意見交換会（6月29日開催）の議事録、並びに、その後に、奈良市に確認したQ&Aを意見交換会参加者に配布しました。
- 一部住民により整備されている箇所を除いて、手入れされておらず、著しく景観が損なわれていた幹線道路沿道の緑地帯について、改修（普通舗装化）が8月19日～23日にかけて行われました。
（別紙を参照願います）
今後の対応については、皆様方と協議して決めてゆきたく考えております。
- 野良猫の対策について（別紙を参照願います）。
- 避難行動要支援者に対する、避難行動個別計画・支援プランの作成 ⇒ 提出済です
- 9月1日：奈良市一斉避難訓練が開催されました。
藤ノ木台自治会からも多くの方が参加されました。

8. 自治会地図を更新し、全戸に配布いたしました。
9. 9月7日に藤ノ木台コミュニティホール消防設備の法定点検を実施しました ⇒ 後日届出予定
10. 敬老の日：お祝い品の贈呈を行いました（70歳16名、80歳19名、90歳9名）。
11. 側溝に落ち葉や泥が溜まると、悪臭の原因になります。また、台風など、大雨の際、溝が溢れる可能性もあります。

是非、皆さまも、お時間のある時にでも、ご自宅の前の溝を掃除していただくと有難いです。

12. ふれあい清掃について

今年も、11月17日（日）9時から「ふれあい清掃」を行います。

詳細は、後日連絡させていただきます。



13. 第5号公園のポプラ2本の伐採作業が行われます。詳細は回覧にて連絡させていただきます。

14. 一部犬の飼い主のマナーについて、ご意見が寄せられています。改めて犬マナーについての文書を回覧させていただきます。自治会の皆様が住みよい環境となりますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

15. 適切なおみ処理をお願いいたします

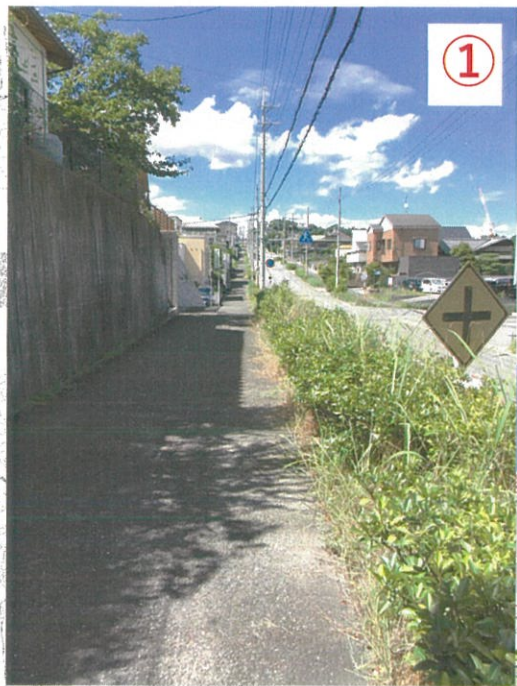
最近、不適切なおみの排出により、回収されずに残るゴミが増えており、役員がこれを回収するなどして、大変困っております。

今一度、添付の「家庭ごみの分け方と出し方」をご確認のうえ、適切なおみ処理をお願いいたします。

分別の方法が詳しく書かれた「ごみ辞典（平成29年3月改訂版）」が、各家庭に配布されているので、今一度ご確認下さい。

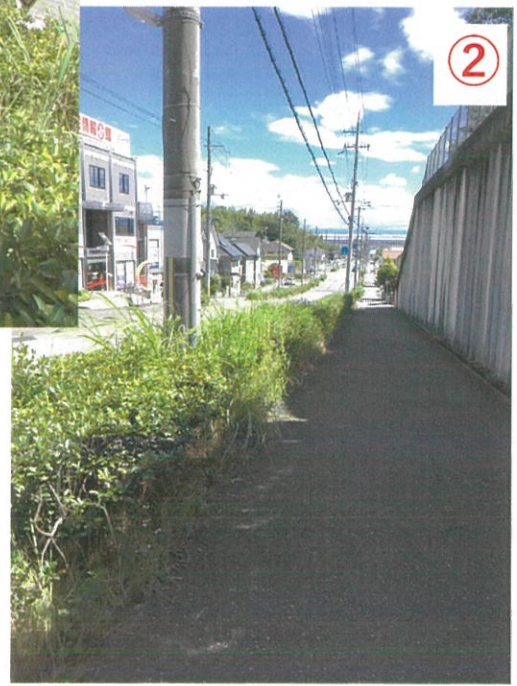
「ごみ辞典」をなくされた方は、奈良市役所又は西部出張所に行けば入手できます（数に限りがあるようですので、行く前に必ず問い合わせ願います）。「ごみ辞典」はインターネットからも見るすることができます。

以上



①

Before

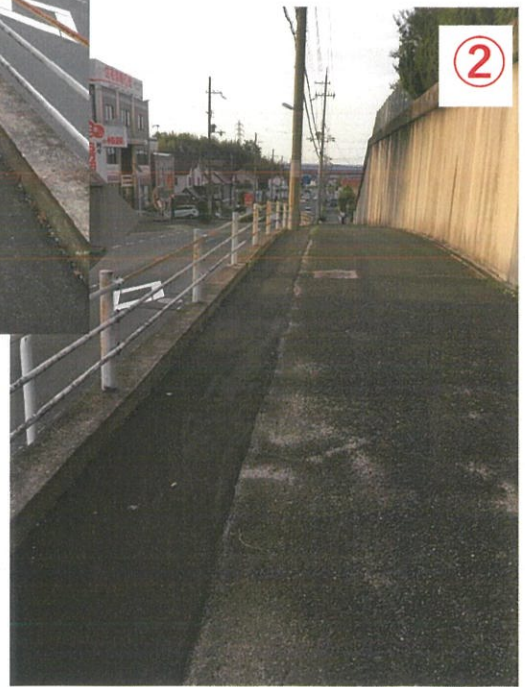


②



①

After



②

会員各位

野良猫の対策について

藤ノ木台自治会

謹啓 秋暑の候 皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また日頃は、藤ノ木台自治会の活動にご理解とご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、早速ですが、昨今、飼い主のいない猫との共生が地域の解決課題の一つと認識しております。例えば、「野良猫が増えて鳴き声や糞尿等で困っている」「野良猫の世話（えさやり）をしている家の餌を狙ったカラスが敷地内に多数来るので困る」等、様々な声が上がっています。

自治会といたしましては、保健所、地域猫活動ボランティア等と連携し、対応等に当たっていますが、猫を飼われている方はもちろん、飼われていない方におかれましても、今一度猫の飼い方等について考えていただきたいと思っております。

今回は野良猫（その猫が飼い猫なのか野良猫なのかは一見だけでは判断は難しいので一概には言えませんが）を中心とした取組・対応等について、少しでも認識を深めていただければ幸いです。

具体的には、

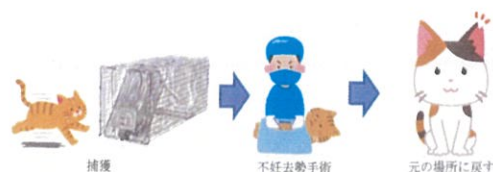
- 野良猫を世話するのであれば

1.不妊去勢手術をしましょう

これ以上野良猫が増えないようにするには不妊去勢手術が必要です。不妊去勢手術は、苦情となる発情期の鳴き声や、尿の臭いを抑える効果があるとも言われています。

奈良市では※TNR 活動を実施し、対応、取り組みにあたっています。

※TNR 活動とは、野良猫を捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を施して、元の場所に戻す（Return）活動です。



2.エサの管理を徹底する

エサを置いたまま（置きエサ）にすれば、衛生害虫の発生や※カラス等が集まることから、食べ終わったらすぐに片付ける。また、世話をすると決めた猫以外にはエサを与えない。

※奈良市では平成 25 年 10 月 1 日より、「奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例」が施行されています。この条例は、カラスに直接エサを与えていなくても、間接的にカラスがエサを得る状況を作り出せば適用内となり、カラスによる被害を作り出していると認められた者には、条例により5万円以下の罰金が科せられます。



3.糞尿等の清掃に努める

エサの後片づけと糞尿の清掃はセットです。近隣住民等に迷惑がからないようにトイレ等を設置するなど、周辺環境美化に努めましょう。



4.近隣とのコミュニケーションに努める

トイレ等を設置していても、世話をしている猫が近隣で糞尿をしているかもしれません。近隣に世話をしている目的や活動の内容を伝え、理解を得るように努めましょう。猫が苦手な人（生理的に苦手、アレルギー等を有している）がいるということも十分に理解しておいてください。



5.捨て猫対策

猫を含め、ペット（動物）を遺棄することは※犯罪です。飼うと決めた以上は最後まで責任を持ちましょう。どうしても飼うことが継続できないやむを得ない事情がある場合は、保健所等に相談しましょう。

※動物愛護法44条3項 遺棄罪 100万円以下の罰金



6.屋内飼育を目指す

捨て猫に限らず、猫にとっては屋内できちんと飼育することが健康的で安全です。人に馴れている猫は自分で飼育する、もしくは新しく飼い主になってくれる人を探す取り組みに努めましょう。飼い主の探し方がわからない場合は、保健所、地域猫活動ボランティア等に相談しましょう。

以上のこと等に配慮し、地域一体となった取り組みに、ご協力をお願いいたします。

以上

犬マナー違反の現状

迷惑行為

犬の飼育者が増える一方で、マナーの低下も叫ばれはじめています。何がマナー違反で、なにがそうでないかという定義は別として、自治体や公園管理者に寄せられるクレームから、近隣の人が『迷惑』と感じている行為がわかります。寄せられるクレームの多くは、下記のようなものです。

- 道路や公園にウンチが放置してある
- 公園の植木や花壇、芝生地にオシッコをさせている
- 門柱や塀にオシッコをかけられた
- 公園でリードを離して遊ばせている
- リードを長くして道を散歩している
- 鳴き声が深夜までうるさい
- いきなり飛びつかれ、服が汚された

マナー違反に対する意識の相違

一口にマナー違反といっても、犬を飼っている人が思うマナー違反と飼っていない人が感じているマナー違反には、やや差があります。

ある東京都の公園で、アンケートを取った結果から、一番のマナー違反の種類は？ との質問に犬を飼っている人の80%の人が『放置ウンチ』と答えたのに対し、犬を飼っていない人の感じる迷惑度の第一位は50%で『どこでもオシッコ』という回答でした。また、約80%の人が、なんらかのマナー違反による迷惑を被ったことがあると答えました。

このような状況に鑑み、今一度、犬の散歩に関する基本マナーについてお知らせしたいと考えます。

犬の散歩に関する基本マナー

ノーリード

引き綱を付けないで散歩させるいわゆるノーリードはいけません。

公共の場を汚すこと

犬の散歩をトイレの時間を一緒にしている人がいますがいけません。万が一犬がおしっこをしてしまった場合は、マナー水をかけてきれいにし、うんちをしてしまった場合はうんち袋に収納して家に持ち帰ります。また公園を始めとする屋外でブラッシングすることも NG です。

※奈良市では公園内への動物の連れ込みは禁止されています。

飼い主がボーっとすること

犬の散歩をさせる飼い主はスマホをいじりながら漫然と歩いてはいけません。常に犬の動きに注意を払い暴走してしまわないよう動きを制御します。

犬のうるさい鳴き声

キャンキャンと鳴きわめく犬の声も出させないよう努めなければなりません。この基本ルールは屋内のみならず、屋外においても求められます。また飼い主が民家の前で立ち止まって長話をするということも場合によっては騒音とみなされます。

多頭引きの散歩は要注意

複数の犬を同時に散歩させる「多頭引き」をしている際にトラブルが発生した場合、飼い主の正当性が認められる事はほぼありません。

自転車に乗っての散歩は違反

自転車に乗った状態で犬を散歩させる事は出来ません。片手でリードを持ちながら自転車を運転するのは道路交通法違反です。またリードを自転車につないで運転すると犬の動きを制御する「引き運動」ができなくなり、動物愛護法違反になります。例外は、人とすれ違うことがほとんどないただ広い河川敷を走行するようなときだけです。

散歩する時間には気をつけて

日が落ちてあたりが暗くなり、見通しが悪くなった状況における散歩は十分注意しなければなりません。

大型犬の散歩には気をつけて

大型犬を散歩させる場合は、人通りの多い場所や人の往来が激しい時間をなるべく避けて散歩させるようにします。

犬の一時係留には気をつけて

散歩の途中でコンビニなどに立ち寄る際、一時的に犬をどこかにつないでいる人がいますが、なでようと近づいた人に噛み付いてしまった場合は、「その人が犬を蹴飛ばした」など極端な状況を除いて飼い主の管理責任となります。

※ 関連規則等: [家庭動物等の飼養及び保管に関する基準](#)